

## 景観形成基準との適合に関する調書

区 分			左記の景観形成基準との適合に関する所見等
建築物の建築等	形態意匠の制限	形	
		態	
		態	
	高さの制限等	色	
		彩	
		彩	
壁面の位置の制限等			
工作物の建設等			
土地の形質変更等			

（備 考）

1. この調書は、桜川市景観まちづくり規則第 13 条第 1 項の届出書とあわせて主管課に提出してください。
2. 該当する届出対象行為の区分の欄に、景観形成基準との適合に関する所見や適合を図るために配慮した事項などをできる限り具体的に記載してください。